

国指定鳥獣保護区における環境学習・保全調査拠点整備

437百万円（8百万円）

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1．事業の概要

濤沸湖は、我が国有数の渡り鳥の中継地であり、様々な希少種も飛来する生息地であることから平成17年にラムサール条約湿地に登録された。

ラムサール条約湿地においては、国際条約に定められた役割として、保全・再生、賢明な利用（ワイズユース）、交流・学習などの取組に努めなければならないが、濤沸湖にはこのような取り組みを進めるための拠点施設がないため活用が進んでいない現状にある。

これらのことから、自然とのふれあいの場や自然環境学習等の場として最大限に活用して、賢明な利用を図るために、湖の周辺に環境学習や普及啓発等を行うための拠点施設を整備するものである。

2．事業計画

- (1) 測量・設計等（平成21年度）
- (2) 施設整備（平成22年度）

3．施策の効果

湖の周辺に環境学習等を行う拠点施設を整備することで、市民が気軽に渡り鳥とふれあえる場、学校の総合学習の場等としての活用を通じ湖の保全が図られる。

また、平成20年4月には、濤沸湖を含む北海道東部において高病原性鳥インフルエンザがオオハクチョウから検出されており、感染症に関する調査や普及啓発等のための拠点としても重要な機能を発揮することが可能となる。

国指定鳥獣保護区における環境学習・保全調査拠点整備

瀧沸湖は、国際的に重要な渡り鳥の中継地であり、様々な鳥類の生息地



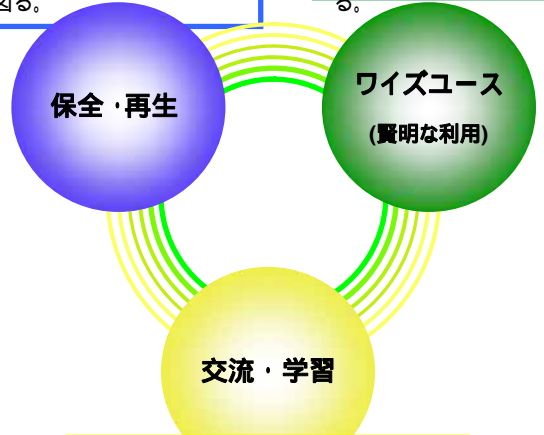
毎年、ガンカモ類が6万羽以上飛来し、オオヒシクイなどの希少種も数多く飛来する。



瀧沸湖：平成17年11月、ラムサール条約湿地に登録

多くの生きものの生息地であり、生活環境を支える重要な生態系である湿地から、人と生きものが互いに恵みを得られるよう、保全・再生を図る。

地域の人々の健康で安全な暮らしや産業とバランスのとれた湿地の保全を推進する。



保全とワイズユースを進めるには、人々の交流、情報の交換、学習・教育、普及啓発活動が不可欠であり、個人や機関が経験を共有し、互いに学び、連携する機会を設けることが重要である。

ラムサール条約登録湿地の役割

H20年4～5月
北海道、東北で、オオハクチョウから鳥インフルエンザウイルスが検出される

今後、継続的な発生が危惧される状況

感染症に関する調査拠点
普及啓発活動の拠点

など

地域に存在しない拠点施設としての役割の発揮

ラムサール条約登録湿地に求められる取組

ワイズユース(賢明な利用)

保護区の保全活動

保護区での交流・学習

自然とのふれあいの場や自然環境学習等の場として最大限活用し、賢明な利用を図るために、湖の周辺に環境学習や普及啓発等を行うための拠点施設を整備。

環境学習、普及啓発等の施設における業務運営は地元市町村等が協議会方式で行う。

拠点施設を設けて、環境省が推進しなければならない業務内容

学校教育に対応した自然環境学習

水鳥のモニタリング、地域との情報交換

湖・水鳥の保護のための普及啓発

保全に関する調査研究

保護区の適切な管理

鳥インフルエンザ等感染症に関する調査、普及啓発